

## 別紙「社会福祉法人指導監査事項」

※平成 29 年 4 月 27 日発「社会福祉法人指導監査要綱の制定について（通知）」別紙「指導監査ガイドライン」より抜粋

項目	指導監査事項	チェックポイント	根拠
I 法人運営			
1 定款	1 定款は、法令等に従い、必要事項が記載されているか。	○ 定款の必要的記載事項(法第 31 条第1項)が事実と反するものとなっていないか。	法第 31 条第1項
	2 定款の変更が所定の手続を経て行われているか。	○ 定款の変更が評議員会の特別決議を経て行われているか。 ○ 定款の変更が所轄庁の認可を受けて行われているか(所轄庁の認可が不要とされる事項の変更については、所轄庁への届出が行われているか。)	法第 45 条の 36 第1項、第2項、第4項、
	3 法令に従い、定款の備置き・公表がされているか。	○ 定款を事務所に備え置いているか。 ○ 定款の内容をインターネットを利用して公表しているか。 ○ 公表している定款は直近のものであるか。	法第 34 条の2第1項、第4項、第 59 条の2第1項第1号、規則第2条の5、第 10 条第1項
2 内部管理体制	1 特定社会福祉法人において、内部管理体制が整備されているか。	○ 内部管理体制が理事会で決定されているか。 ○ 内部管理体制に係る必要な規程の策定が行われているか。	法第 45 条の 13 第5項、令第 13 条の3、規則第2条の 16
3 評議員・評議員会			
(1) 評議員の選任	1 法律の要件を満たす者が適正な手続により選任されているか。	○ 定款の定めるところにより、社会福祉法人の適正な運営に必要な識見を有する者が選任されているか。	法第 39 条



		<p>受ける金銭その他の財産によつて生計を維持している者</p> <p>iv ii 又はiiiの配偶者</p> <p>v i～iiiの三親等以内の親族であつて、これらの者と生計を一にする者</p> <p>vi 当該評議員又は理事が役員(注)若しくは業務を執行する社員である他の同一の社会福祉法人以外の団体の役員、業務を執行する社員又は職員(同一の団体の役員等が当該社会福祉法人の理事の総数の3分の1を超える場合に限る。)</p> <p>(注)法人ではない団体で代表者又は管理人の定めがある場合には、その代表者又は管理人を含む。</p> <p>vii 他の社会福祉法人の役員又は職員(当該他の社会福祉法人の評議員となっている当該社会福祉法人の評議員及び役員の合計数が、当該他の社会福祉法人の評議員の総数の半数を超える場合に限る。)</p> <p>viii 次の団体の職員(国会議員又は地方議会の議員を除く。)(同一の団体の職員が当該社会福祉法人の評議員の総数の3分の1を超える場合に限る。)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 国の機関、地方公共団体、独立行政法人、国立大学法人、大学共同利用機関法人、地方独立行政法人、特殊法人</li> </ul>	
--	--	---	--

<p>(2) 評議員会の招集・運営</p>	<p>3 評議員の数は、法令及び定款に定める員数となっているか。</p> <p>1 評議員会の招集が適正に行われているか。</p> <p>2 決議が適正に行われているか。</p>	<p>○ 社会福祉協議会にあつては、関係行政庁の職員が評議員の総数の5分の1を超えて選任されていないか。</p> <p>○ 実際に評議員会に参加できない者が名目的に選任されていないか。</p> <p>○ 地方公共団体の長等特定の公職にある者が慣例的に評議員として選任されていないか。</p> <p>○ 暴力団員等の反社会的勢力の者が評議員となっていないか。</p> <p>○ 評議員の数は、定款で定められた理事の員数を超えているか。</p> <p>○ 評議員会の招集通知を期限までに評議員に発しているか。</p> <p>○ 招集通知に記載しなければならない事項は理事会の決議によるか。</p> <p>※理事会の決議事項</p> <p>①評議員会の日時及び場所</p> <p>②評議員会の目的である事項がある場合は当該事項</p> <p>③評議員会の目的である事項に係る議案の概要(議案が確定していない場合はその旨)</p> <p>○ 定時評議員会が毎会計年度終了後一定の時期に招集されているか。</p> <p>○ 決議に必要な数の評議員が出席し、必要な数の賛成をもって行われているか。</p> <p>○ 決議が必要な事項について、</p>	<p>審査基準第3の1の(1)</p> <p>審査基準第3の1の(3)</p> <p>審査基準第3の1の(4)</p> <p>審査基準第3の1の(6)</p> <p>法第 40 条第3項</p> <p>法第 45 条の9第 10 項により準用される一般法人法第 181 条、第 182 条、規則第2条の12</p> <p>法第 45 条の9第1項</p> <p>法第 45 条の9第6項から第8項まで</p>
-----------------------	---	---	--

	<p>3 評議員会について、適正に記録の作成、保存を行っているか。</p>	<p>決議が行われているか。</p> <p>○ 特別決議は必要数の賛成をもって行われているか。</p> <p>○ 決議について特別の利害関係を有する評議員が議決に加わっていないか。</p> <p>○ 評議員会の決議があったとみなされた場合（決議を省略した場合）や評議員会への報告があったとみなされた場合（報告を省略した場合）に、評議員の全員の書面又は電磁的記録による同意の意思表示があるか。</p> <p>○ 厚生労働省令に定めるところにより、議事録を作成しているか。</p> <p>○ 議事録を法人の事務所に法定の期間備え置いているか。</p> <p>○ 評議員会の決議があったとみなされた場合（決議を省略した場合）に、同意の書面又は電磁的記録を法人の主たる事務所に法定の期間備え置いているか。</p> <p>※決議を省略した場合</p> <p>①決議を省略した事項の内容</p> <p>②決議を省略した事項の提案をした者の氏名</p> <p>③評議員会の決議があったものとみなされた日</p> <p>④議事録の作成に係る職務を行った者の氏名</p> <p>※報告を省略した場合</p> <p>①評議員会への報告があったものとみなされた事項の内容</p> <p>②評議員会への報告があったものとみなされた日</p> <p>③議事録の作成に係る職務を行</p>	<p>法第 45 条の9第 10 項により準用される一般法人法第 194 条第1項、第 195 条</p> <p>規則第2条の 15</p> <p>法第 45 条の 11</p> <p>法第 45 条の9第 10 項により準用される一般法人法第 194 条第1項</p>
--	---------------------------------------	--	---

		った者の氏名	
4 理事			
(1)定数	1 法に規定された員数が定款に定められ、その定款に定める員数を満たす選任がされているか。	<input type="radio"/> 定款に定める員数が選任されているか。 <input type="radio"/> 定款で定めた員数の3分の1を超える者が欠けたときは遅滞なく補充しているか。 <input type="radio"/> 欠員が生じていないか。	法第 44 条第3項 第 45 条の7
(2)選任及び解任	1 理事は法令及び定款に定める手続により選任又は解任されているか。	<input type="radio"/> 評議員会の決議により選任又は解任されているか。 <input type="radio"/> 理事の解任は、法に定める解任事由に該当しているか。	法第 43 条第1項 第 45 条の4
(3)適格性	1 理事となることができない者又は適切ではない者が選任されていないか。	<input type="radio"/> 欠格事由を有する者が選任されていないか。 <input type="radio"/> 各理事について、特殊の関係にある者が上限を超えて含まれていないか。 ※特殊の関係にある者 ① 配偶者 ② 三親等以内の親族 ③ 厚生労働省令で定める者(規則第2条の 10) i 当該理事と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者 ii 当該理事の使用人 iii 当該理事から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している者 iv ii 又はiiiの配偶者 v i～iiiの三親等以内の親族であって、これらの者と生計を一にする者 vi 当該理事が役員(注)若しくは	法第 40 条第1項 法第 40 条第6項

	<p>2 理事として含まれていない者を選任されているか。</p>	<p>業務を執行する社員である他の同一の社会福祉法人以外の団体の役員、業務を執行する社員又は職員（同一の団体の役員等が当該社会福祉法人の理事の総数の3分の1を超える場合に限る。）</p> <p>（注）法人ではない団体で代表者又は管理人の定めがある場合には、その代表者又は管理人を含む。</p> <p>vii 次の団体の職員（国会議員又は地方議会の議員を除く。）（同一の団体の職員が当該社会福祉法人の理事の総数の3分の1を超える場合に限る。）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 国の機関、地方公共団体、独立行政法人、国立大学法人、大学共同利用機関法人、地方独立行政法人、特殊法人</li> </ul> <p>○ 社会福祉協議会にあつては、関係行政庁の職員が役員の総数の5分の1までとなっているか。</p> <p>○ 実際に法人運営に参加できない者が名目的に選任されていないか。</p> <p>○ 地方公共団体の長等特定の公職にある者が慣例的に理事長に就任したり、理事として参加していないか。</p> <p>○ 暴力団員等の反社会勢力の者が選任されていないか。</p> <p>○ 社会福祉事業の経営に識見を有する者が選任されているか。</p> <p>○ 当該社会福祉法人が行う事業の区域における福祉に関する実情に通じている者が選任されてい</p>	<p>審査基準第3の1の(1)</p> <p>審査基準第3の1の(3)</p> <p>審査基準第3の1の(4)</p> <p>審査基準第3の1の(6)</p> <p>法第44条第4項</p>
--	----------------------------------	---	---

		<p>るか。</p> <p>○ 施設を設置している場合は、当該施設の管理者が選任されているか。</p>	
<p>(4) 理事長</p>	<p>1 理事長及び業務執行理事は理事会で選定されているか。</p>	<p>○ 理事会の決議で理事長を選定しているか。</p> <p>○ 業務執行理事の選定は理事会の決議で行われているか。</p>	<p>法第 45 条の 13 第3項</p>
<p>5 監事</p>			
<p>(1) 定数</p>	<p>1 法に規定された員数が定款に定められ、その定款に定める員数を満たす選任がされているか。</p>	<p>○ 定款に定める員数が選任されているか。</p> <p>○ 定員で定めた員数の3分の1を超える者が欠けたときは遅滞なく補充しているか。</p> <p>○ 欠員が生じていないか。</p>	<p>法第 44 条第3項</p> <p>第 45 条の 7</p>
<p>(2) 選任及び解任</p>	<p>1 法令及び定款に定める手続により選任又は解任されているか。</p> <p>2 監事となることができない者が選任されていないか。</p>	<p>○ 評議員会の決議により選任されているか。</p> <p>○ 評議員会に提出された監事の選任に関する議案は監事の過半数の同意を得ているか。</p> <p>○ 監事の解任は評議員会の特別決議によっているか。</p> <p>○ 欠格事由を有する者が選任されていないか。</p> <p>※欠格事由</p> <p>3(1)2 評議員の欠格事由参照</p> <p>○ 評議員、理事又は職員を兼ねていないか。</p> <p>○ 監事のうちに、各役員について、その配偶者又は三親等以内の親族その他各役員と厚生労働省令で定める特殊の関係にある者が含まれていないか。</p>	<p>法第 43 条第1項</p> <p>法第 43 条第3項により準用される一般法人法第 72 条第1項</p> <p>法第 45 条の4第1項、第 45 条の9第7項第1号</p> <p>法第 40 条第1項</p> <p>法第 40 条第2項、第 44 条第2項</p> <p>法第 44 条第7項</p>



		<p>※特殊の関係にある者</p> <p>① 配偶者</p> <p>② 三親等以内の親族</p> <p>③ 厚生労働省令で定める者(規則第2条の11)</p> <p>i 当該役員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者</p> <p>ii 当該役員の使用人</p> <p>iii 当該役員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している者</p> <p>iv ii 又は iii の配偶者</p> <p>v i ~ iii の三親等以内の親族であつて、これらの者と生計を一にする者</p> <p>vi 当該理事が役員(注)若しくは業務を執行する社員である他の同一の社会福祉法人以外の団体の役員、業務を執行する社員又は職員(同一の団体の役員等が当該社会福祉法人の監事の総数の3分の1を超える場合に限る。)</p> <p>(注)法人ではない団体で代表者又は管理人の定めがある場合には、その代表者又は管理人を含む。vii において同じ。</p> <p>vii 当該監事が役員若しくは業務を執行する社員である他の同一の社会福祉法人以外の団体の役員、業務を執行する団体の役員、業務を執行する社員又は職員(同一の団体の役員等が当該社会福祉法人の監事の総数の3分の1を超える場合に限る。)</p> <p>viii 他の社会福祉法人の役員又は職員(当該他の社会福祉法人の評議員となっている当該社会福</p>	
--	--	---	--

<p>(3)職務・義務</p>	<p>3 法に定める者が含まれているか。</p> <p>1 法令に定めるところにより業務を行っているか。</p>	<p>社法人の評議員及び役員合計数が、当該他の社会福祉法人の評議員の総数の半数を超える場合に限る。)</p> <p>ix 次の団体の職員(国会議員又は地方議会の議員を除く。)(同一の団体の職員が当該社会福祉法人の監事の総数の3分の1を超える場合に限る。)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 国の機関、地方公共団体、独立行政法人、国立大学法人、大学共同利用機関法人、地方独立行政法人、特殊法人</li> <li>○ 社会福祉協議会にあつては、関係行政庁の職員が役員総数の5分の1までとなっているか。</li> <li>○ 実際に法人運営に参加できない者が名目的に選任されていないか。</li> <li>○ 地方公共団体の長等特定の公職にある者が慣例的に理事長に就任したり、理事として参加していないか。</li> <li>○ 暴力団員等の反社会勢力の者が選任されていないか。</li> <li>○ 社会福祉事業について識見を有する者及び財務管理について識見を有する者が含まれているか。</li> <li>※「財務管理について識見を有する者」については、公認会計士又は税理士が望ましい。</li> <li>○ 理事の職務の執行を監査し、厚生労働省令で定めるところにより、監査報告を作成しているか。</li> <li>○ 理事会への出席義務を履行し</li> </ul>	<p>法第 44 条第5項</p> <p>法第 45 条の 18 第1項、第 45 条の 28 第1項及び第2項、法第 45 条の 18 第3項により</p>
-----------------	--	---	---

<p>6 理事会</p> <p>(1) 審議状況</p>	<p>1 理事会は法令及び定款の定めに従って開催されているか。</p> <p>2 理事会の決議は、法令及び定款に定めるところにより行われているか。</p> <p>3 理事への権限の委任は適切に行われているか。</p> <p>4 法令又は定款に定めるところ</p>	<p>ているか。</p> <p>○ 権限を有する者が招集しているか。</p> <p>○ 各理事及び各監事に対して、期限までに招集の通知をしているか。</p> <p>○ 招集通知の省略は、理事及び監事の全員の同意により行われているか。</p> <p>○ 決議に必要な数の理事が出席し、必要な数の賛成をもって行われているか。</p> <p>○ 決議が必要な事項について、決議が行われているか。</p> <p>○ 決議について特別の利害関係を有する理事が決議に加わっていないか。</p> <p>※特別の利害関係</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・理事の競業取引(理事が自己又は第三者のために当該法人の事業に属する取引を行うこと)</li> <li>・理事の利益相反取引(理事が自己又は第三者のために法人と取引を行うこと)</li> </ul> <p>○ 理事会で評議員の選任又は解任の決議が行われていないか。</p> <p>○ 書面による議決権の行使が行われていないか。</p> <p>○ 理事に委任できない事項が理事に委任されていないか。</p> <p>○ 理事に委任される範囲が明確になっているか。</p> <p>○ 実際に開催された理事会にお</p>	<p>準用される一般法人第 100 条から第 102 条</p> <p>法第 45 条の 14 第1項、同条第9項により準用される一般法人法第 94 条第1項、第2項</p> <p>法第 45 条の 14 第4項、第5項</p> <p>法第 45 条の 13 第4項</p> <p>法第 45 条の 16 第3項</p>
------------------------------	---	--	--

<p>(2)記録</p>	<p>により、理事長等が、職務の執行状況について、理事会に報告をしているか。</p> <p>1 法令で定めるところにより議事録が作成され、保存されているか。</p>	<p>いて、必要な回数以上報告がされているか。</p> <p>○ 法令で定めるところにより議事録が作成されているか。</p> <p>○ 議事録に、法令又は定款で定める議事録署名人が署名又は記名押印がされているか。</p> <p>○ 議事録が電磁的記録で作成されている場合、必要な措置をしているか。</p> <p>○ 議事録又は同意の意思表示の書面等を主たる事務所に必要な期間備え置いているか。</p>	<p>法第 45 条の 14 第6項、第7項、 第 45 条の 15 第1項</p>
<p>7 会計監査人</p>	<p>1 会計監査人は定款の定めにより設置されているか。</p> <p>2 法令に定めるところにより選任されているか。</p> <p>3 法令に定めるところにより会計監査を行っているか。</p>	<p>○ 特定社会福祉法人が、会計監査人の設置を定款に定めているか。</p> <p>○ 会計監査人の設置を定款に定めた法人が、会計監査人を設置しているか。</p> <p>○ 会計監査人が欠けた場合、遅滞なく会計監査人を選任しているか。</p> <p>○ 評議員会の決議により適切に選任等がされているか。</p> <p>○ 省令に定めるところにより会計監査報告を作成しているか。</p> <p>○ 財産目録を監査し、その監査結果を会計監査報告に併せて記載又は記録しているか。</p>	<p>法第 36 条第2項、 第 37 条、 令第 13 条の3</p> <p>法第 43 条第1項、 同条第3項により準用される一般法人法第 73 条第1項</p> <p>法第 45 条の 19 第1項、第2項</p>

<p>8 評議員、理事、監事及び会計監査人の報酬</p>		<p>※「報酬等」とは 報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当をいう。また、評議員会の出席等のための交通費は、実費相当額を支給する場合は報酬には該当しないが、実費相当額を超えて支給する場合には、報酬等に含まれるものである。また、理事が職員を兼務している場合に、職員として受ける財産上の利益及び退職手当は含まれない。</p> <p>報酬等の支給基準については、民間事業者の役員の報酬等及び従業員の給与、当該社会福祉法人の経理の状況その他の事情を考慮して、不当に高額なものとならないような支給の基準を定めなければならない（法第 45 条の 35 第1項）。</p>	
<p>(1) 報酬</p>	<p>1 評議員の報酬等の額が法令で定めるところにより定められているか。</p> <p>2 理事の報酬等の額が法令に定めるところにより定められているか。</p> <p>3 監事の報酬等の額が法令に定めるところにより定められているか。</p>	<p>○ 評議員の報酬等の額が定款で定められているか。</p> <p>○ 理事の報酬等の額が定款又は評議員会の決議によって定められているか。</p> <p>○ 監事の報酬等が定款又は評議員会の決議によって定めているか。</p> <p>○ 定款又は評議員会の決議によって監事の報酬総額のみが決定されているときは、その具体的な配分は、監事の協議によって定</p>	<p>法第 45 条の8第4項により準用される一般法人法第 196 条</p> <p>法第 45 条の 16 第4項により準用される一般法人法第 89 条</p> <p>法第 45 条の 18 第3項により準用される一般法人法第 105 条第1項、第2項</p>

<p>(2) 報酬等支給基準</p>	<p>4 会計監査人の報酬等が法令に定めるところにより定められているか。</p> <p>1 役員及び評議員に対する報酬等の支給基準について、法令に定める手続により定め、公表しているか。</p>	<p>められているか。</p> <p>○ 会計監査人の報酬等を定める場合に、監事の過半数の同意を得ているか。</p> <p>○ 理事、監事及び評議員に対する報酬等について、厚生労働省令で定めるところにより、支給の基準を定め、評議員会の承認を受けているか。</p> <p>○ 理事、監事及び評議員に対する報酬等の支給の基準を公表しているか。</p> <p>※公表の方法については、インターネットの利用により行う(規則第10条第1項)。</p>	<p>法第45条の19第6項により準用される一般法人法第110条</p> <p>法第45条の35第1項、第2項、規則第2条の42</p> <p>法第59条の2第1項第2号、規則第10条</p>
<p>(3) 報酬の支給</p>	<p>1 役員及び評議員の報酬等が法令等に定めるところにより支給されているか。</p>	<p>○ 評議員の報酬等が定款に定められた額及び報酬等の支給基準に従って支給されているか。</p> <p>○ 役員の報酬等が定款又は評議員会の決議により定められた額及び報酬等の支給基準に従って支給されているか。</p>	<p>法第45条の8第4項により準用される一般法人法第196条、</p> <p>法第45条の16第4項により準用される一般法人法第89条、</p> <p>法第45条の18第3項により準用される一般法人法第105条第1項、</p> <p>法第45条の35第1項、第2項、規則第2条の42</p>
<p>(4) 報酬等の総額の公表</p>	<p>1 役員及び評議員等の報酬について、法令に定めるところにより公表しているか。</p>	<p>○ 理事、監事及び評議員の区分ごとの報酬等の総額について、現況報告書に記載の上、公表しているか。</p> <p>※理事の報酬等の総額については、職員を兼務しており、職員給与を受けている者がいる場合は、</p>	<p>法第59条の2第1項第3号、規則第2条の41、第10条</p>

<p>II 事業</p> <p>1 事業一般</p>	<p>1 定款に従って事業を実施しているか。</p> <p>2 「地域における公益的な取組」を実施しているか。</p>	<p>その職員給与も含めて公表する。ただし、職員給与を受けている理事が1人であって、個人の職員給与が特定されてしまう場合には、職員給与を受けている理事がいる旨を明記した上で、当該理事の職員給与額を含めずに理事の報酬等の総額として公表することとして差し支えない。</p> <p>○ 定款に定めている事業が実施されているか。</p> <p>○ 定款に定めていない事業が実施されていないか。</p> <p>○ 社会福祉事業及び公益事業を行うに当たり、日常生活若しくは社会生活上の支援を必要とする者に対して、無料又は低額な料金で、福祉サービスを積極的に提供しよう努めているか。</p>	<p>法第 31 条第 1 項</p> <p>法第 24 条第 2 項</p>
<p>2 社会福祉事業</p>	<p>1 社会福祉事業を行うことを目的とする法人として適正に実施されているか。</p> <p>2 社会福祉事業を行うために必要な資産を有しているか。</p>	<p>○ 当該法人の事業のうち主たる地位を占めるものであるか。</p> <p>○ 社会福祉事業で得た収入を、法令・通知上認められていない使途に充てていないか。</p> <p>○ 社会福祉事業を行うために必要な資産が確保されているか。</p>	<p>法第 22 条、 第 26 条第 1 項、 審査基準第 1 の 1 の (1)</p> <p>法第 25 条、 審査基準第 2 の 1、2 の (1)、 審査要領第 2 の (3)、(4)、 (6)、(7)</p>
<p>3 公益事業</p>	<p>1 社会福祉事業を行うことを目的とする法人が行う公益事業として適正に実施されているか。</p>	<p>○ 社会福祉と関係があり、また、公益性があるものであるか。</p> <p>○ 公益事業の経営により、社会福祉事業の経営に支障を来して</p>	<p>法第 26 条第 1 項</p>

<p>4 収益事業</p>	<p>1 法に基づき適正に実施されているか。</p> <p>2 法人が行う事業として法令上認められるものであるか。</p>	<p>いないか。</p> <p>○ 公益事業の規模が社会福祉事業の規模を超えていないか。</p> <p>○ 社会福祉事業又は政令で定める公益事業の経営に収益が充てられているか。</p> <p>○ 収益事業の経営により、社会福祉事業の経営に支障を来していないか。</p> <p>○ 事業規模が社会福祉事業の規模を超えていないか。</p> <p>○ 法人の社会的信用を傷つけるおそれのあるもの又は投機的なものでないか。</p> <p>○ 当該事業を行うことにより当該法人の社会福祉事業の円滑な遂行を妨げるおそれがあるものでないか。</p>	<p>法第 26 条</p> <p>審査基準第 1 の 3 の (2)、(5)、 審査要領第 1 の 3 の (2)、(3)</p>
<p>III 管理</p> <p>1 人事管理</p> <p>2 資産管理 (1) 基本財産</p>	<p>1 法令に従い、職員の任免等人事管理を行っているか。</p> <p>1 基本財産の管理運用が適切になされているか。</p>	<p>○ 重要な役割を担う職員の選任及び解任は、理事会の決議を経て行われているか。</p> <p>○ 職員の任免は適正な手続により行われているか。</p> <p>○ 法人の所有する社会福祉事業の用に供する不動産は、全て基本財産として定款に記載されているか。また、当該不動産の所有権の登記がなされているか。</p> <p>※次のような財産又は方法で管理運用することは適当ではない。</p> <p>① 価格変動が激しい財産(株式、株式投資信託、金、外貨建債券</p>	<p>法第 45 条の 13 第 4 項第 5 号</p> <p>法第 25 条、 審査基準第 2 の 3 の (1)</p>



		<p>等)</p> <p>②客観的評価が困難な財産(美術品、骨董品等)</p> <p>③減価する財産(建築物、建造物等減価償却資産)</p> <p>④回収が困難になるおそれのある方法(融資)</p> <p>○ 所轄庁の承認を得ずに、基本財産を処分し、貸与し又は担保に供していないか。</p> <p>○ 基本財産の管理運用は、安全、確実な方法、すなわち元本が確実に回収できるものにより行われているか。</p>	
<p>(2)基本財産以外の財産</p>	<p>1 基本財産以外の資産の管理運用は適切になされているか。</p>	<p>○ 基本財産以外の資産(その他財産、公益事業用財産、収益事業用財産)の管理運用にあたって、安全、確実な方法で行われているか。</p> <p>○ その他財産のうち社会福祉事業の存続要件となっているものの管理が適正にされ、その処分がみだりに行われていないか。</p>	<p>審査基準第2の3の(2)</p>
<p>(3)株式保有</p>	<p>1 株式の保有は適切になされているか。</p>	<p>○ 株式の保有が法令上認められるものであるか。</p> <p>※株式の保有は、原則として以下の場合に限られる。</p> <p>①基本財産以外の資産の管理運用の場合。ただし、あくまで管理運用であることを明確にするため、上場株や店頭公開株のように、証券会社の通常の取引を通じて取得できるものに限る。</p> <p>②基本財産として寄附された場合(設立後に寄附されたものも含む。)</p>	<p>審査基準第2の3の(2)、審査要領第2の(8)から(11)まで</p>

<p>(4) 不動産の借用</p>	<p>1 不動産を借用している場合、適正な手続きを行っているか。</p>	<p>③未公開株であって以下の要件を満たすもの</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・社会福祉に関する調査研究を行う企業の未公開株であること。</li> <li>・法人において実証実験の場を提供する等、企業が行う社会福祉に関する調査研究に参画していること。</li> <li>・未公開株への拠出(額)が法人全体の経営に与える影響が少ないことについて公認会計士又は税理士による確認を受けていること。</li> </ul> <p>○ 株式保有等を行っている場合(全株式の20%以上を保有している場合に限る。)に、所轄庁に必要書類の提出をしているか。</p> <p>※書類記載事項</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>①名称</li> <li>②事務所の所在地</li> <li>③資本金等</li> <li>④事業内容</li> <li>⑤役員の数及び代表者の氏名</li> <li>⑥従業員の数</li> <li>⑦当該社会福祉法人が保有する株式等の数及び全株式等に占める割合</li> <li>⑧保有する理由</li> <li>⑨当該株式等の入手日</li> <li>⑩当該社会福祉法人と当該営利企業との関係(人事、取引等)</li> </ol> <p>○ 社会福祉事業の用に供する不動産を国又は地方公共団体から借用している場合は、国又は地方公共団体の使用許可等を受けているか。</p> <p>○ 社会福祉事業の用に供する不動産を国又は地方公共団体以</p>	
-------------------	--------------------------------------	---	--

		<p>外の者から借用している場合は、その事業の存続に必要な期間の利用権を設定し、かつ、登記がなされているか。</p> <p>※なお、都市部等土地の取得が極めて困難な地域においては、不動産の一部(社会福祉施設を営する法人の場合は、土地)に限り国若しくは地方公共団体以外の者から貸与を受けていることとして差し支えないが、この場合には、事業の存続に必要な期間の地上権又は賃借権を設定し、かつ、これを登記しなければならない。</p> <p>ただし、通所施設について、一定の要件を満たす場合は、地上権又は賃借権の登記を要さないこととされている。</p>	
<p>3 会計管理 (1) 予算</p>	<p>1 収支予算は、適正に編成、執行されているか。</p>	<p>○ 資金収支予算書は、定款の定め等に従い適正な手続により編成されているか。</p> <p>○ 予算の執行に当たって、変更を加えるときは、定款等に定める手続を経ているか。</p>	<p>留意事項2の(1)、(2)</p> <p>留意事項2の(2)</p>
<p>(2) 規程・体制</p>	<p>1 経理規程を制定しているか。</p> <p>2 予算の執行及び資金等の管理に関する体制が整備されているか。</p>	<p>○ 定款等に定めるところにより、経理規程を制定しているか。</p> <p>○ 経理規程が遵守されているか。</p> <p>○ 予算の執行及び資金等の管理に関して、会計責任者の設置等の管理運営体制が整備されているか。</p> <p>○ 会計責任者と出納職員との兼務を避けるなど、内部牽制に配慮</p>	<p>留意事項1の(4)</p> <p>留意事項1の(1)、(2)</p>

<p>(3)会計処理</p>	<p>1 資産の評価は適正に行われているか。</p> <p>2 引当金は適正に計上されているか。</p> <p>3 純資産は適正に計上されているか。</p>	<p>した体制とされているか。</p> <p>○ 資産を取得した場合、原則として取得価額を付しているか。</p> <p>○ 有形固定資産及び無形固定資産に係る減価償却を行っているか。</p> <p>○ 資産について時価評価を適正に行っているか。</p> <p>○ 有価証券の価額について適正に評価しているか。</p> <p>○ 棚卸資産について適正に評価しているか。</p> <p>○ 債権について徴収不能引当金を適正に計上しているか。</p> <p>○ 賞与引当金を適正に計上しているか。</p> <p>○ 退職給付引当金を適正に計上しているか。</p> <p>○ 上記のほか、必要な引当金を計上しているか。</p> <p>○ 基本金について適正に計上されているか。</p>	<p>会計省令第4条第1項、運用上の取扱い 14</p> <p>会計省令第4条第2項、運用上の取扱い 16、留意事項 17</p> <p>会計省令第4条第3項、運用上の取扱い 17、留意事項 22</p> <p>会計省令第4条第5項、運用上の取扱い 15</p> <p>会計省令第4条第6項</p> <p>会計省令第4条第4項、運用上の取扱い 18 の(2)、留意事項 18 の(1)</p> <p>会計省令第5条第2項第1号、運用上の取扱い 18 の(2)、(3)、留意事項 18 の(2)</p> <p>会計省令第5条第2項第2号、運用上の取扱い 18 の(4)、留意事項 18 の(3)</p> <p>会計省令第5条第2項、運用上の取扱い 18 の(1)、(4)</p> <p>会計省令第6条第1項、運用上の取扱い 11、12、留意事項 14</p>
----------------	--	--	--

<p>(4) 会計帳簿</p>	<p>1 会計帳簿は適正に整備されているか。</p>	<p>○ 国庫補助金等特別積立金について適正に計上されているか。</p> <p>○ その他の積立金について適正に計上されているか。</p> <p>○ 各拠点ごとに仕訳日記帳及び総勘定元帳を作成しているか。</p> <p>○ 計算書類に係る各勘定科目の金額について主要簿と一致しているか。</p> <p>○ 基本財産及びその他の固定資産の金額について、固定資産管理台帳と一致しているか。</p>	<p>会計省令第6条第2項、運用上の取扱い9、10、留意事項15</p> <p>会計省令第6条第3項、運用上の取扱い19、留意事項19</p> <p>法第45条の24、会計省令第2条第1項第2号、第3条、第7条の2、留意事項2の(3)、27</p>
<p>(5) 決算及び計算関係書類</p>	<p>1 決算手続は法令及び定款の定めに従い適正に行われているか。</p> <p>2 計算書類が法令に基づき適正に作成されているか。</p>	<p>○ 計算書類及びその附属明細書並びに財産目録について、監事の監査を受けているか。</p> <p>○ 会計監査人設置法人は、計算書類およびその附属明細書並びに財産目録について会計監査人に監査を受けているか。</p> <p>○ 計算書類及びその附属明細書並びに財産目録は理事会の承認を受けているか。</p> <p>○ 会計監査人設置法人以外の法人は計算書類及び財産目録について定時評議員会の承認を受けているか。</p> <p>○ 会計監査人設置法人は計算書類及び財産目録を定時評議員会に報告しているか。</p> <p>○ 作成すべき計算書類が作成されているか。</p>	<p>法第45条の19、第45条の30、第45条の31、規則第2条の39、第2条の40</p> <p>会計省令第7条の2、留意事項7</p>

<p>(6) 債権債務の状況</p>	<p>3 附属明細書が法令に基づき適正に作成されているか。</p> <p>4 財産目録が法令に基づき適正に作成されているか。</p>	<p>○ 計算書類の様式が会計基準に則しているか。</p> <p>○ 計算書類の注記について注記すべき事項が記載されているか。</p> <p>○ 注記に係る勘定科目と金額が計算書類と整合しているか。</p> <p>○ 事業区分について、適正に区分されているか。</p> <p>○ 拠点区分について、適正に区分されているか。</p> <p>○ 拠点区分について、サービス区分が設けられているか。</p> <p>○ 作成すべき附属明細書が様式に従って作成されているか。</p> <p>○ 附属明細書に係る勘定科目と金額が計算書類と整合しているか。</p> <p>○ 財産目録の様式が通知に則しているか。</p> <p>○ 財産目録に係る勘定科目と金額が法人単位貸借対照表と整合しているか。</p> <p>○ 借入は、適正に行われているか。</p> <p>○ 借入(多額の借財に限る)は、理事会の決議を受けて行われていること。</p>	<p>会計省令第2条の3、第1号第1様式から第3号第4様式まで、 留意事項 25 の(1)</p> <p>会計省令第 29 条、 運用上の取扱い 20 から 24 まで、別紙1、別紙2、 留意事項 25 の(2)、26</p> <p>会計省令第 29 条、 運用上の取扱い 20 から 24 まで、別紙1、別紙2、 留意事項 25 の(2)、26</p> <p>会計省令第 10 条第1項、 運用上の取扱い2、 留意事項4</p> <p>会計省令第 10 条第2項、 運用上の取扱い3、 留意事項5</p> <p>会計省令第7条第1項第3号、 第 30 条、 運用上の取扱い 25、別紙3 (①)から別紙3(⑱)まで</p> <p>会計省令第 31 条から第 34 条まで、 運用上の取扱い 26、 別紙4</p> <p>(参考)第 45 条の 13 第4項第 2号</p>

4 その他			
(1) 特別の利益供与の禁止	1 社会福祉法人の関係者に対して特別の利益を与えていないか。	○ 評議員、理事、監事、職員その他の政令で定める社会福祉法人の関係者に対して特別の利益を与えていないか。	法第 27 条、 令第 13 条の 2、 規則第 1 条の 3
(2) 社会福祉充実計画	1 社会福祉充実計画に従い事業が行われているか。	○ 社会福祉充実計画に定める事業が計画に沿って行われているか。	法第 55 条の 2 第 11 項
(3) 情報の公表	1 法令に定める情報の公表を行っているか。	○ 法令に定める事項について、インターネットを利用して公表しているか。 ※公表 ・定款の内容 ・役員報酬基準 ・厚生労働省令で定める書類 ・計算書類 ・役員等名簿 ・現況報告書	法第 59 条の 2、 規則第 10 条
(4) その他	1 福祉サービスの質の評価を行い、サービスの質の向上を図るための措置を講じているか。  2 福祉サービスに関する苦情解決の仕組みへの取組が行われているか。  3 当該法人が登記しなければならない事項について期限までに登記がなされているか。	○ 福祉サービス第三者評価事業による第三者評価の受審等の福祉サービスの質の評価を行い、サービスの質の向上を図るための措置を講じているか。  ○ 福祉サービスに関する苦情解決の仕組みへの取組が行われているか。  ○ 登記事項(資産の総額を除く)について変更が生じた場合、二週間以内に変更登記をしているか。  ○ 資産の総額については、会計年度終了後 3 か月以内に変更登記をしているか。	法第 78 条第 1 項  法第 82 条  法第 29 条、 組合等登記令(昭和 39 年政令第 29 号)

## 【法令・通知の略号】

- 法 →社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）
- 令 →社会福祉法施行令（昭和 33 年政令第 185 号）
- 規則 →社会福祉法施行規則（昭和 26 年厚生省令第 28 号）
- 審査基準 →認可通知別紙 1 「社会福祉法人審査基準」
- 定款例 →認可通知別紙 2 「社会福祉法人定款例」
- 審査要領 →「社会福祉法人の認可について（通知）」（平成 12 年 12 月 1 日社会・援護局企画課長等連名通知）
- 会計省令 →社会福祉法人会計基準（平成 28 年厚生労働省令第 79 号）
- 運用上の取扱い →「社会福祉法人会計基準の制定に伴う会計処理等に関する運用上の取扱いについて」（平成 28 年 3 月 31 日付け雇児発 0331 第 15 号・社援発 0331 第 39 号・老発 0331 第 45 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、厚生労働省社会・援護局長、厚生労働省老健局長連名通知）
- 留意事項 →「社会福祉法人会計基準の制定に伴う会計処理等に関する運用上の留意事項について」（平成 28 年 3 月 31 日付け雇児総発 0331 第 7 号・社援基発 0331 第 2 号・障障発 0331 第 2 号・老総発 0331 第 4 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長、厚生労働省社会・援護局福祉基盤課長、厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長、厚生労働省老健局総務課長連名通知）